

技術監理・検査

1 公共工事に係る技術監理

土木及び建築工事に係る各種仕様書や基準等の管理、積算基準書類や資材等単価表等の改定、土木及び建築工事の積算を行うシステムの運用、土木工事の成果物の電子化を図る「電子納品検査システム」の運用等、技術監理に関する事務、並びに会計実地検査等における調書の取りまとめや受検対応等に関する事務を行っている。

2 公共工事に係る研修の計画及び実施

効率的な行政運営に寄与する職員の育成を目指し、個々の資質の向上及び組織の活性化を図るとともに技術職員のスキルアップを目的として、国土交通大学校、全国建設研修センター等の機関が開催する各種研修にプログラムに応じた職員を派遣する「派遣研修」と市独自で研修プログラムの検討、講師選定、運営等、研修の企画から開催までを行う「集合研修」を実施している。

・派遣研修への派遣職員数 76人(平成26年度) ・集合研修の受講職員数 540人(平成26年度)

3 公共建設発生土対策事業及び発生工事残材の有効利用の推進

公共工事に伴い発生する土砂の工事間での流用や改良した発生土の埋め戻し材への使用等により、土砂の発生抑制に努めるとともに環境負荷の軽減を図っている。また、公共工事に伴い発生するアスファルト塊やコンクリート塊については、再生プラント工場で適正処理し、再生材として有効利用を図っている。

工事発生土量及び処理の状況

(平成26年度)

発生土の内訳				処理の内訳		
発生土量	工事種別	数量	構成比	区分	数量	構成比
96,103.0 ^m ₃	道路工事	47,732.9 ^m ₃	49.7%	流用土	2,852.8 ^m ₃	3.0 %
	下水工事	42,523.9 ^m ₃	44.2%	改良土	11,205.1 ^m ₃	11.6 %
	建築工事	3,148.7 ^m ₃	3.3%	不要土処分土量	82,045.1 ^m ₃	85.4 %
	その他	2,697.5 ^m ₃	2.8%	(うち指定処分)	82,045.1 ^m ₃	
				(うち確認処分)	0.0 ^m ₃	

発生工事残材量及び再生材の利用状況

(平成26年度)

発生工事残材量の内訳			再生材の利用状況			
工事種別	数量	構成比	再生材使用量	発生残材に対する使用率 ×1.75 / =	砕石材使用量	再生材使用率 / (+) =
道路工事	16,262.8 t	21.7 %	19,351.2 ^m ₃	208.2 %	0.0 ^m ₃	100.0 %
下水工事	26,155.0 t	34.8 %	42,835.6 ^m ₃	286.6 %	0.0 ^m ₃	100.0 %
建築工事	31,797.5 t	42.3 %	4,187.1 ^m ₃	23.0 %	0.0 ^m ₃	100.0 %
その他	930.4 t	1.2 %	2,571.9 ^m ₃	483.8 %	0.0 ^m ₃	100.0 %
市全体	75,145.7 t	100.0 %	68,945.8 ^m ₃	160.6 %	0.0 ^m ₃	100.0 %

4 工事の検査等

(1) 工事請負契約(設計金額250万円を超えるもの)に係る検査

検査の種類と件数 (平成26年度)

種類	件数(件)
完成	337
部分引渡し	0
出来形	13
中間	4
中間部分	0
計	354

完成 工事の完成の確認を行う。
 部分引渡し 工事の完成に先立って引渡しを受ける部分の完成の確認を行う。
 出来形 工事の部分完成の確認を行う。
 中間 低入札価格契約工事、大規模工事等の施工段階での品質確保を図り、疎漏工事を防止するために行う。
 中間部分 完成検査等で外部から確認が不可能なものを行う。

契約別検査件数

土木工事

(単位：件)

区分	舗装	改良	維持補修	下水 (主に開削工事)	特下 (主に推進工事)	その他 土木	造園	計
完成	11	23	33	47	6	59	3	182
部分引渡し	0	0	0	0	0	0	0	0
出来形	0	6	0	3	0	2	0	11
中間	0	0	0	0	0	0	0	0
中間部分	0	0	0	0	0	0	0	0
計	11	29	33	50	6	61	3	193

建築工事

(単位：件)

区分	建築	電気	管	その他建築	その他	計
完成	1	42	52	60	0	155
部分引渡し	0	0	0	0	0	0
出来形	2	0	0	0	0	2
中間	1	2	0	1	0	4
中間部分	0	0	0	0	0	0
計	4	44	52	61	0	161

(2) 工所用資材等の検収

検収の種類と件数 (平成26年度)

種類	件数(件)
完了	0
中間部分	0

一括納入以外の検収は、契約発議課又は工事担当課に依頼している。

5 工事に係る設計積算の適正化

設計積算の適正化のため、土木部を除いた工事担当課が作成した設計積算書をはじめとする発注図書の審査を行うほか、適正な設計積算に関する説明会や情報提供を行っている。また、設計変更について技術的な視点で内容の審査を行っている。

6 公共工事の入札等における技術的事項の調査研究

総合評価方式等、入札契約制度のうち公共工事の品質確保に関する技術的事項について、調整を行っている。

都 市 計 画

1 都市計画区域・区域区分

(単位：約 ha)

都市計画区域	あり(線引き区域)		なし(非線引き区域)	計 (都市計画区域面積)
	市街化区域	市街化調整区域	-	
相模原都市計画	6,820	4,208	-	11,028
津久井都市計画	-	-	5,090	5,090
相模湖都市計画	-	-	5,587	5,587
合 計	6,820	4,208	10,677	21,705

2 地域地区

(1) 用途地域

(単位：約 ha)

用途地域	面積			用途地域	面積		
	線引き	非線引き	計		線引き	非線引き	計
第一種低層住居専用地域	1,683	162	1,845	準 住 居 地 域	81	-	81
第二種低層住居専用地域	18	-	18	近 隣 商 業 地 域	270	26	296
第一種中高層住居専用地域	1,294	291	1,585	商 業 地 域	196	8	204
第二種中高層住居専用地域	300	9	309	準 工 業 地 域	454	20	474
第一種住居地域	1,145	199	1,344	工 業 地 域	311	-	311
第二種住居地域	435	18	453	工 業 専 用 地 域	415	-	415
				合 計	6,602	733	7,335

(2) 防火地域・準防火地域

(単位：約 ha)

	線引き	非線引き	計
防 火 地 域	186	-	186
準 防 火 地 域	4,213	83	4,296
合 計	4,399	83	4,482

(3) 特別用途地区(特別工業地区)

- ・ 区 域 西橋本5丁目地内
 - ・ 面 積 約 27ha
- 相模原市特別工業地区建築条例(昭和62年9月25日制定)

(4) 高度地区・高度利用地区

ア 高度地区

- 区域 旧藤野町地内第一種中高層住居専用地域
- ・ 面積 約 137ha
- ・ 内容 高さ 15mまで

イ 高度利用地区

(単位：約 ha)

区 域	橋本駅北口 地区	橋本駅北口 C地区	相模大野駅 西側地区	小田急相模原駅 北口地区	小田急相模原駅 北口B地区
面 積	2.3	1.3	3.1	1.4	0.7

(5) 生産緑地区

- ・ 箇所数 905箇所
- ・ 面積 約 134.1ha

3 都市計画施設

(1) 道路

都市計画道路は、相模湖都市計画区域において昭和24年に2路線、相模原都市計画区域において昭和31

年に 27 路線を決定した後、順次変更した。現在、72 路線、総延長 178.27km で、道路の一部として駅前広場を 8 か所決定している。

(2) 公園・緑地

種別	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	広域公園	特殊公園	公園計	緑地
箇所数	154	9	2	5	2	1	5	178	5
面積(約 ha)	26.9	15.2	9.8	103.9	29.2	95.1	25.3	305.4	63.7

(3) 墓園

峰山霊園 約 16.0ha

(4) 下水道

ア 流域下水道

相模川流域下水道集水区域 約 20,992ha
 相模原都市計画区域分 約 6,469ha
 津久井都市計画区域分 約 295ha
 相模湖都市計画区域分 約 393ha 計約 7,157ha

イ 公共下水道

相模原都市計画区域分
 第 1 号公共下水道 排水面積 約 6,269ha
 第 21 号城山公共下水道 排水面積 約 276ha
 津久井都市計画区域分
 第 1 号津久井公共下水道 排水面積 約 295ha
 相模湖都市計画区域分
 第 1 号相模湖公共下水道 排水面積 約 221ha
 第 10 号藤野公共下水道 排水面積 約 215ha 計約 7,276ha

(5) 汚物処理場

相模原汚物処理場(東清掃事業所) 面積 約 2.3 ha 処理能力 560kl/日
 相模原市汚物処理場(津久井クリーンセンター) 面積 約 0.96 ha 処理能力 し尿処理 89kl/日

(6) ごみ焼却場等

相模原市ごみ焼却場(北清掃工場) 面積 約 3.3 ha 処理能力 450 t/日
 相模原市ごみ焼却場(南清掃工場) 面積 約 4.6 ha 処理能力 525 t/日

(7) 河川

都市計画河川 境川

	位置(表記は決定時のもの)		延長 (約m)	幅員 (m)
	起点	終点		
神奈川県管理区間	相模原市淵野辺 446 番地 (根岸橋上流端)	相模原市相原 333 番地 (二国橋上流端)	10,710	22~28
(参考) 東京都管理区間	町田市大字鶴間字 12 号 1156 番地 (鶴瀬橋上流 120m)	町田市大字根岸町字 22 号 287 番地 1 号 (根岸橋上流 15m)	10,490	30~38.6

(8) 火葬場

相模原市立斎場 面積 約 2.53ha

4 市街地開発事業

(1) 土地区画整理事業

・箇所数 12 箇所 ・面積 約 2,107.5ha

(2) 市街地再開発事業

(単位：約 ha)

事業名	面積
橋本駅北口地区第一種市街地再開発事業	2.3
橋本駅北口C地区第一種市街地再開発事業	1.3
相模大野駅西側地区第一種市街地再開発事業	3.1
小田急相模原駅北口A地区第一種市街地再開発事業	1.4
小田急相模原駅北口B地区第一種市街地再開発事業	0.7

【 1 から 4 まで平成 27 年 4 月 1 日現在 】

5 都市計画法第 5 3 条に基づく許可取扱件数 (平成 26 年度)

都市計画施設の区域内又は市街地開発事業の施行区域内において、建築物の建築を行おうとする場合に必要となる許可

・許可件数 98 件 (うち、都市計画課扱い分 31 件)

6 相模原市都市計画審議会の開催状況 (平成 26 年度)

回数	開催年月日	議 題 等
第 195 回	H26.4.21	相模原都市計画区域区分の変更 相模原都市計画用途地域の変更 相模原都市計画防火地域及び準防火地域の変更 相模原都市計画近郊緑地特別保全地区の変更 相模原都市計画道路の変更 相模原都市計画公園の変更 相模原都市計画緑地の変更 相模原都市計画下水道の変更 相模原都市計画ごみ焼却場の変更 相模原都市計画土地区画整理事業の決定 相模原都市計画地区計画の変更 (川尻大島界地区地区計画) 相模原都市計画地区計画の変更 (当麻宿地区地区計画) 相模原都市計画地区計画の決定 (麻溝台・新磯野第一整備地区地区計画)
第 196 回	H26.8.18	都市計画審議会小委員会の検討状況について 第 4 次一括法の概要について (都道府県から指定都市への事務・権限移譲等)
第 197 回	H26.11.10	相模原都市計画生産緑地地区の変更について

広域交流拠点推進

1 「広域交流拠点都市推進戦略」及び「広域交流拠点基本計画」の策定

橋本駅・相模原駅周辺の一体的なエリアを中心に、リニア中央新幹線の駅設置や圏央道(首都圏中央連絡自動車道)の整備、相模総合補給廠の一部返還等の大規模プロジェクトが進行していることを踏まえ、首都圏南西部の広域交流拠点都市として、本市及び周辺圏域が持つ潜在力を最大限に生かして、将来にわたって持続的に成長できる都市を築いていくとともに、都市間連携によって圏域全体の発展を見据える広域的な視点や、産業・経済、防災、環境分野等と連動する総合的な視点に立った都市政策を推進するため、平成 26 年 6 月に「広域交流拠点都市推進戦略」を策定した。

また、広域交流拠点の形成に向けて、広域交流拠点が有する様々なポテンシャルを踏まえ、広域交通ネットワークや土地利用、必要な都市機能、整備手法等について、広域交流拠点基本計画検討委員会で検討を行い、同月に「広域交流拠点基本計画」を策定した。

2 「広域交流拠点整備計画」の策定に向けた取組み

推進戦略及び基本計画に基づき、平成 26 年 8 月に設置した「相模原市広域交流拠点整備計画検討委員会」において、具体的な土地利用や道路ネットワーク、駅前空間、歩行者動線等について検討を行った。

検討にあたっては、橋本・相模原両駅周辺地区におけるそれぞれの特性や課題等を踏まえた議論を行うため、検討委員会の地区別組織として小委員会を設置した。

- ・広域交流拠点整備計画検討委員会メンバー（29 名）

会長：岸井隆幸 教授(日本大学)

委員：学識者、市民公募委員、地域まちづくり推進組織、市内団体代表、交通事業者、

国土交通省(関東地方整備局・関東運輸局)、県(産業労働局・県土整備局・警察本部等)

- ・平成 26 年度広域交流拠点整備計画検討委員会の開催状況

会議名	開催日	付議事項
第 1 回整備計画検討委員会	H26. 8.22	検討項目・検討体制・検討スケジュール等
【橋本小委員会】 第 1 回	H26. 9.19	検討の進め方・土地利用・交通ネットワーク等
【橋本小委員会】 第 2 回	H26.11.11	橋本駅周辺の土地利用・交通ネットワーク等
【橋本小委員会】 第 3 回	H27. 1.23	橋本駅周辺の駅前空間・土地利用構想(案)等
【相模原小委員会】 第 1 回	H26. 9. 5	検討の進め方・相模原駅周辺地区の整備のあり方等
【相模原小委員会】 第 2 回	H26.10.27	交通ネットワーク・駅前空間整備のあり方等
【相模原小委員会】 第 3 回	H26.11.10	相模原駅周辺の整備方針(案)等
【相模原小委員会】 第 4 回	H27. 1.26	計画の中間取りまとめ(案)

3 市街地開発事業の調査研究及び事業計画の策定

(1) 橋本駅周辺地区

リニア中央新幹線の駅設置や圏央道インターチェンジの開業などを見据えたまちづくりを進めるため、橋本駅周辺及び職業大跡地における土地利用や一体的整備の促進方策に関する検討を行うとともに、周辺道路交通ネットワークの検討を行った。

(2) 相模原駅周辺地区

相模総合補給廠一部返還地を中心に南北一体となったまちづくりを進めるため、相模原駅周辺における土地利用の検討を行うとともに、JR横浜線の連続立体交差化及び相模原駅周辺の道路ネットワークに関する検討を行った。

4 リニア中央新幹線の建設促進

JR東海において、平成39年に品川・名古屋間の開業を目指しているリニア中央新幹線について、市内での事業説明会の開催や地域との懇談会など建設促進のために必要な取組みを進めるとともに、建設主体であるJR東海からの全国新幹線鉄道整備法に基づく用地取得等に関する協力依頼を受けて、用地取得等の事務の一部を受託する協定を締結した。

街 づ く り 支 援

1 良好な住環境の創造・確保

(1) 地区計画

都市計画法に基づく都市計画の内容の一つで、一定の地区を対象に土地、建物を一体的に規制、誘導する「街づくり」の手法であり、地区の特性に合わせ、関係権利者の意見を反映し公共施設の配置、建物の用途、形態などについての規制誘導策を地区計画として都市計画に定めるものである。なお、地区計画の地区内での建築行為は事前届出が必要であり、届出内容と地区計画との適合審査を実施した。

- ・決定済地区数 39地区(面積 526.1ha)
- ・平成26年度地区計画の決定及び変更件数 3件
- ・平成26年度届出件数 109件

(2) 建築協定

建物を建てる場合、建築基準法の制限を受けるが、この法律は最低限の基準を定めたものである。そこで、地域住民の合意により、その地域に適したより住みよい街づくりのために、地域で独自の基準を定め、良好な住環境を維持しようとするのが建築協定である。なお、この協定の拘束力は、締結当事者だけでなく、協定区域内の土地を新たに取得、賃借する人にも及ぶものである。

- ・認可済地区数 32地区
- ・協定事項 建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、または建築設備に関する基準
- ・建築協定ができる区域 本市一円(昭和47年4月1日告示第15号)
- ・平成26年度建築協定の認可件数 1件

(3) 市街化調整区域における開発許可の区域指定

都市計画法による市街化調整区域等における開発許可等の基準に関する条例(都市計画法第34条第11号関連)に基づき市街化調整区域の計画的な土地利用を進めるため、一定の土地の区域の関係権利者からの申出により、市長が開発許可等の区域指定を行うものである。

- ・区域指定済地区数 5地区
- ・平成26年度区域指定件数 0件

(4) 街づくりの支援

地区計画や建築協定など地域特性を生かした魅力ある街づくりを実現するため、地域住民等による街づくり団体の結成を促し、団体に対しアドバイザーを派遣するなど、市民主体による街づくり活動の啓発及び支援を実施した。

- ・街づくり団体登録数 9団体
- ・平成26年度街づくりアドバイザーの派遣回数 10回

2 都市景観の形成

魅力ある景観の形成を目指し、景観条例に基づく事前協議及び景観法に基づく届出等の事務を執行した。あわせて、景観づくりの担い手となる市民・事業者との協働による景観形成を進めるため、民間開発事業者への景観誘導指針等による景観誘導を行った。さらに、市民への良好な景観形成の啓発事業として「まちなみウォッチング」を開催した。

- ・平成26年度の事業状況

景観条例に基づく事前協議	94件		
景観法に基づく届出及び通知	95件		
まちなみウォッチング	開催日数 2日	参加人数 34名	

3 屋外広告物の許可

良好な景観形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止を目的として、屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示等の許可事務を執行した。また、必要な申請手続きを行っていない店舗等を直接訪問し、掲出されている広告物を調査するとともに、申請手続きを行うよう指導した。

- ・平成26年度許可件数 新規 195件 継続 402件 合計 597件

開 発 調 整

1 開発行為の許可

都市の健全な発展と秩序ある整備を図る意味から、主として建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として行われる宅地造成等の土地において、土地の区画形質の変更が生じる場合には、規模等に応じ都市計画法第29条第1項による開発許可をするものである。

(1) 開発行為の許可規模別内訳(H26年度)

区 分	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上	合計
件 数(件)	44	22	11	13	2	7	99
面 積(㎡)	29,552.00	27,548.99	19,395.28	33,535.15	7,804.47	184,267.46	302,103.35

(2) 建築行為の許可用途別内訳(都市計画法34条の該当号)(H26年度)

区分	専用住宅				その他					合計	
	該当号(号)	1	11	12	14	1	4	11	12		14
件数(件)	0	0	0	6	0	0	0	0	0	1	7
面積(m ²)	0.00	0.00	0.00	1,312.48	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,374.66	2,687.14

(3) 開発行為又は建築に関する証明内容別内訳(H26年度)

区分	29条(開発行為)	43条(建築行為)	合計
件数(件)	6	32	38
面積(m ²)	27,930.12	14,892.66	42,822.78

2 開発事業基準条例

開発事業について、計画の周知、周辺環境へ配慮等に関する市との協議及び公共施設等の整備基準を定め、地域の特性に応じた魅力ある街の形成の実現に資するため、「開発事業基準条例」が定められている。

これは、一定規模以上の開発事業について、その規模等に応じて開発者に対し、周辺住民等への説明及び住民の意見聴取に関する手続並びに道路、下水、公園、緑化及びごみ集積所などの整備を指導するものである。

平成26年度の事前届受付件数は127件である。

(1) 開発事業基準条例に係る事前受付内容別内訳(H26年度)

区分	専用住宅	その他	合計
件数(件)	63	64	127
面積(m ²)	80,129.44	238,247.96	318,377.40

(2) 開発事業基準条例に係るもの((1))のうち、開発行為の許可になるものの内容別内訳(H26年度)

区分	専用住宅	その他	合計
件数(件)	62	32	94
面積(m ²)	119,894.11	258,463.58	378,357.69

3 市街化調整区域違反建築物是正指導

市街化調整区域違反建築物違反指導の状況(H26年度)

区分	違反指導	是正確認	パトロール
件数(件)	54	33	275

4 開発審査会

都市計画法第78条第1項の規定に基づき、市街化調整区域における開発行為又は建築行為の許可に係る審議、審査請求に対する裁決等を行うため、設置されている。

平成26年度の開催回数は4回で、審議件数は9件(申請9件、報告0件)である。

5 優良宅地認定

宅地造成に係る土地の譲渡益に対して重課等がなされるが、優良な宅地の認定を受けた土地等の譲渡の場合は、租税特別措置法の規定により重課の免除や税率の軽減を受けることができる。

平成 26 年度の申請件数は 0 件である。

交 通 政 策

1 鉄道の状況

市内には、首都圏の環状交通軸である J R 横浜線、放射状交通軸である J R 中央本線、小田急線(小田原線・江ノ島線)及び京王相模原線、そして県央地域の南北交通軸である J R 相模線の 6 路線があり、合計 17 の駅が設置されている。各路線の状況及び路線別 1 日平均乗降人員数(平成 26 年度)は、下表のとおりである。

鉄道の状況

路線名	市内駅	市内延長(km)	市内駅における 1 日平均乗降人員(人)
J R 横浜線	5	10.5	324,316
J R 相模線	7	12.9	43,420(2)
J R 中央本線	2	9.6	10,178
小田急小田原線	2	3.6	203,357
小田急江ノ島線	2	2.4	
京王相模原線	1	2.2	91,265
計 6 路線	(1)17	41.2	672,536

- 1 各路線の合計 19 駅から複数の路線に使用される 2 駅(J R 橋本駅、小田急線相模大野駅)の重複分を合計から除いた数字
- 2 J R 橋本駅は、J R 横浜線として算出

2 市公共交通整備促進協議会

市、市議会、自治会連合会、学校教育関係団体、経済団体、福祉団体等で構成されており、市域の公共交通の整備を促進することにより、市民生活の向上と産業文化の進展に寄与することを目的として、要望活動などを実施した。

3 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議

県知事、県内全市町村長、県商工会議所連合会頭及び県商工会連合会長で構成されており、県内全域にわたる鉄道輸送力の増強や利便性の向上を促進することにより、混雑緩和や県民の生活と産業の進展に寄与することを目的とし、要望活動などを実施した。

総会、理事会のほか、各鉄道の沿線にあたる市町村で構成する部会があり、本市は横浜線・根岸線部会(会長 横浜市)、相模線部会(会長 寒川町)、中央本線部会(会長 相模原市)、東海道新幹線部会(会長 横浜市)、小田急電鉄部会(会長 厚木市)及び京王電鉄部会(会長 相模原市)に加入している。

4 相模線複線化等促進期成同盟会

県と 5 市町(茅ヶ崎市、相模原市、海老名市、座間市、寒川町)の各首長並びに 5 経済団体(相模原商工会議所、茅ヶ崎商工会議所、海老名商工会議所、座間市商工会、寒川町商工会)の各代表で構成されており、相模線複線化等の早期実現を図るため、要望活動、調査研究活動、啓発活動などを実施した。

5 神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会

県と10市町（平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町）の首長等で構成されており、東海道新幹線の寒川町倉見地区への新駅の設置促進を目的として、要望活動、啓発活動などを実施した。

6 小田急多摩線の延伸促進

首都圏南西部の広域的な交通ネットワークの充実や利便性の高い公共交通網の形成を目指し、小田急多摩線の市内への延伸の実現化に向けた検討を行っている。

唐木田駅から相模原駅及び上溝駅までの延伸については、学識経験者や国、都、県などの関係機関で構成する「小田急多摩線延伸計画に関する研究会」において、実行可能な計画案を目指して検討の深度化を図り、平成25年度に検討結果をとりまとめた。この結果を踏まえ、平成26年5月に相模原市と町田市との間で「小田急多摩線延伸の推進に関する覚書」を交わした。

また、相模原市都市計画マスタープランに位置付けている、田名地区を經由し、愛川・厚木方面への延伸についても、相模原市や厚木市、愛川町、清川村で構成する「小田急多摩線の延伸促進に関する連絡会」において、具体的な検討調査を実施している。平成26年10月には、本厚木駅方面への延伸の検討深度化を図っていくこととした、取り組み状況の公表を行った。

7 バス路線網計画の推進

相模原市バス交通基本計画を推進するため、平成26年4月から「田名バスターミナル」の供用を開始し、周辺バス路線の再編とサービスの充実を図った。

8 バス活性化計画の推進

バス事業者が行うノンステップバスの導入、バス停留所の上屋・ベンチ、バス運行情報案内表示機の設置等に対して補助金を交付し、バス利用者の利便性の向上を図った。

9 コミュニティバスの運行

交通不便地区の解消と高齢者等移動制約者の生活交通の確保を目的とし、大沢地区において、アリオ橋本・橋本駅南口から相模川自然の村間で運行を継続した。また、大野北地区において、淵野辺駅北口から矢部駅を經由して馬場十字路に至り、再び矢部駅、淵野辺駅北口に戻る循環線の実証運行を行った。

10 乗合タクシーの運行及び導入検討

津久井地域の交通空白地区における高齢者等移動制約者の生活交通の確保を目的とし、内郷地区において運行を継続し、根小屋地区においては、平成26年4月から開始した実証運行の結果、平成27年4月から本格運行に移行することとした。また、牧野地区及び吉野・与瀬地区において平成26年10月から乗合タクシーの実証運行を開始した。

11 乗合バス路線の維持・確保

津久井地域の生活交通確保対策として、合併協議に基づき、国・県補助の活用及び市単独補助等により、9バス路線を維持・確保した。このうち、三ヶ木～三井・上中沢～橋本駅路線については、三ヶ木～又野～三井路線と上中沢～橋本駅路線の見直しを行い、平成26年10月から直通路線として実証運行を開始した。

1 2 新しい交通システム導入推進

進展する高齢社会や、地球温暖化など、都市を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、誰もがいきいきと活動できる交通環境を実現し、環境負荷の軽減など社会的な要請にも対応するため、定時性や速達性を備えた信頼性の高い公共交通を中心とした交通体系の確立に向けて重要な役割を担うとともに、市の南部地域の拠点間の連携を強化する、新しい交通システムの導入について取組を行っている。

平成 26 年度は、前年度に引き続き、地域住民、学識経験者、公募市民、企業等関係者などで構成する「新しい交通システム導入検討委員会」において、システム、ルート、実現化方策等について検討が重ねられ、平成 27 年 1 月に市長への答申が行われた。

1 3 総合都市交通計画の推進

平成 24 年 3 月に策定した「総合都市交通計画」に基づき、「身近な交通環境の充実や広域的な交流機能の向上」を実現するため、各施策を推進した。

1 4 バス交通基本計画の推進

平成 24 年 3 月に策定した「バス交通基本計画」に基づき、「効率的かつ利便性の高いバス路線網の構築」を実現するため、各施策の推進を図るとともに、相模原市地域公共交通会議において評価・検証等の進行管理を実施した。

1 5 TDM（交通需要マネジメント）施策の推進

費用や時間のかかる道路などのハード整備だけでなく、市民の理解と協力を得ながら道路混雑等の緩和を図ることを目的として、TDM（交通需要マネジメント）施策を推進する取組を行っている。

平成 26 年度は、「橋本地区 TDM 推進計画」の進行管理を行うとともに、大野北地区及び田名地区において、コミュニティバスや田名バスターミナルの周知啓発及び公共交通の利用促進等を目的とする MM（モビリティ・マネジメント）を実施するなど、各施策を推進した。

1 6 都市交通施設整備基金の積立

小田急多摩線の延伸や新しい交通システムの導入等の交通施設の整備には、莫大な事業費を要するため、平成 20 年度から基金を設置し、公共債の購入や定期預金での運用を行うなど、健全な財政を保ちながら施設整備に係る資金を積立している。平成 26 年度末現在の積立金額は、1,949,059,894 円である。

建 築 指 導

1 建築相談

建物の建築に伴う近隣住民からの各種相談に応じている。

- ・相談件数（平成 26 年度） 68 件

2 中高層建築物及び開発事業に関する紛争調整、あっせん・調停

中高層建築物の建築及び開発事業の際、建築主又は開発者と近隣住民との間で調整がつかなかった場合に、「中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例」に基づき、あっせん及び調停を行う。

- ・取扱件数（平成 26 年度） 調整件数 7 件、あっせん件数 0 件、調停件数 0 件

3 中高層建築物及びワンルーム形式集合建築物に関する事前協議

平成元年 9 月「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を制定し、中高層建築物やワンルーム形式集合住宅の建築の際、近隣住民との紛争を未然に防止し、良好な住環境を確保するため事前協議等を行っている。

- ・受付件数（平成 26 年度） 25 件 <内訳> 中高層建築物 22 件、ワンルーム形式集合住宅 3 件

4 特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保

平成 2 年 4 月「特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例」を施行し、共同住宅等の建築の際、市民生活の安全と秩序を保持し、良好な住環境の保全を図るため、建築主に自動車の保管場所の確保を義務付けている。

- ・届出件数（平成 26 年度） 118 件 <内訳> 21 戸以上 5 件、20 戸以下 113 件

5 県みんなのバリアフリー街づくり条例に関する事前協議

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、不特定かつ多数の者が利用する施設の建築の際、バリアフリー化を促進するため事前協議を行っている。

- ・受付件数（平成 26 年度） 102 件

6 バリアフリー法に係る認定

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく認定を行っている。

- ・認定件数（平成 26 年度） 1 件

7 建設リサイクル法に基づく届出・指導

建設工事に伴い発生する建設資材廃棄物の再資源化を促進するため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）に基づき、届出等の受付や分別解体の指導を行っている。

- ・届出等件数（平成 26 年度） 1,442 件 <内訳> 解体 894 件、新增築・模様替等 107 件、工作物 441 件

8 斎場設置に関する事前協議

平成 16 年 6 月「相模原市斎場の設置に関する指導基準」を施行し、斎場の建築の際に近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、良好な住環境を確保するため事前協議を行っている。

- ・受付件数（平成 26 年度） 0 件

9 建築物許可等取扱件数

(平成26年度)

区 分	件数	区 分	件数
43条(道路と敷地)	9	56条の2(日影)	8
44条(道路内建築)	2	59条の2(総合設計)	0
48条(用途地域)	3	85条5項(仮設建築物)	56
51条(特建の位置)	0	その他	4
55条3項(高さ)	0	合 計	82

10 建築審査会の開催

建築基準法第78条の規定に基づき、建築基準法に規定する同意、審査請求に対する裁決等を行うため、設置されている。

- ・開催回数(平成26年度) 4回
- ・同意件数(平成26年度) 28件

11 ホテル等建築審議会の開催

昭和62年9月「ホテル等建築の適正化に関する条例」を施行し、ホテル等を建築する際の審査及びホテル等に関する市長の諮問に対する答申を行っている。

- ・開催回数(平成26年度) 0回
- ・同意件数(平成26年度) 0件

12 マンション管理対策推進事業

分譲マンションの良好な維持・管理を支援するため、マンション管理セミナー、マンション無料相談窓口、マンションアドバイザーの派遣を実施している。

- ・マンション管理セミナー参加者数(平成26年度) 50名
- ・マンション無料相談件数(平成26年度) 12件
- ・マンションアドバイザー派遣回数(平成26年度) 1回

13 住宅・建築物の耐震診断等

平成20年4月、市内建築物の耐震化を計画的に促進することを目的に「相模原市耐震改修促進計画」を策定し、旧耐震基準の住宅・建築物の所有者に対して、耐震化の普及・啓発活動を行うとともに、現地耐震診断・耐震改修工事等費用の補助を行っている。

(平成26年度)

区 分	件数
木造住宅窓口簡易耐震診断	66
木造住宅現地耐震診断	39
木造住宅耐震・防火改修計画作成	23
木造住宅耐震・防火改修工事	20
分譲マンション現地耐震診断	0
分譲マンション耐震改修計画作成	0
分譲マンション耐震改修工事	0
要緊急安全確認大規模建築物耐震診断	6

建 築 審 査

1 建築行政の現況

昭和45年に建築基準法が改正され人口25万人以上の市に建築主事を設置し、特定行政庁となることが義務付けられたことにより、本市も昭和46年4月1日から特定行政庁を設置し、建築物の確認申請、違反建築物の指導等を行っている。

建築行政としては、良好な居住環境の保全及び安全なまちづくりの推進のため、平成11年12月「建築基準条例」を制定した。その後、社会情勢や地勢等が条例施行時と比べ変化していることから、適時性を確保するため平成24年3月「建築基準条例」の一部改正を行った。

2 建築確認等申請処理状況 (平成26年度)

区 分	確認済件数	検査済件数
特 建	875	770
4 号	2,534	2,679
建 築 設 備	129	144
工 作 物	99	78
合 計	3,637	3,775

計画通知、計画変更、指定確認検査機関受付分を含む。

3 建築確認等申請状況 (平成26年度)

建築別		特建	4号	計	建築別		特建	4号	計
面積別					面積別				
30㎡以内		7	51	58	建築設備	-	-	-	128
30㎡を超え100㎡以内		106	1,482	1,588	工作物	-	-	-	80
100㎡を超え200㎡以内		422	925	1,347	小 計	-	-	-	208
200㎡を超え500㎡以内		171	52	223	合 計	857	2,514	3,579	
500㎡を超え1,000㎡以内		78	4	82	*特建 = 特殊建築物				
1,000㎡を超え2,000㎡以内		27	0	27	・床面積100㎡を超える学校等の特殊建築物				
2,000㎡を超え10,000㎡以内		34	0	34	・木造で3階以上か500㎡を超えるもの				
10,000㎡を超え50,000㎡以内		10	0	10	・木造以外で2階以上か200㎡を超えるもの				
50,000㎡を超えるもの		2	0	2	*4号 = 4号建築物・・・上記以外の建築物				
小 計		857	2,514	3,371					

計画通知、計画変更、指定確認検査機関受付分を含む。

4 違反建築摘発件数・是正件数

(平成26年度)

違反事項	件数		違反事項	件数	
	摘発	是正		摘発	是正
・届出のないもの	5	4	・建ぺい率、容積率	0	0
・道路に突出し又は道路に接しないもの	2	1	・斜線	0	0
・用途地域内の建築制限	4	2	・その他	9	8
			合計	25	15

上記の件数は、同一建築物について2以上の違反がある場合については、その数を計上している。

5 道路位置指定

(1) 指定する目的

道路は、建築物の利用上及び安全上不可欠なものであるため、建築基準法は、都市計画区域内においては、建築物の敷地は原則として道路に2m以上接しなければならないとしている。

建築基準法にいう道路については、同法第42条に規定されているが、同条第1項第1号、第2号及び第4号は道路法、都市計画法等による道路又は計画道路について、同条第1項第3号及び同条第2項は、同法第3章の規定が適用されるに至った際、現に存在する道についての規定である。従って、新たに宅地開発する等の場合で道路が全くないときや、その他の場合でも先に述べた規定に該当する道路がないときには、そのような土地を建築物の敷地として利用するには、同条第1項第5号の規定により、道路位置の指定を受けることが必要となる。

(2) 指定基準

道路位置の指定を受ける道が適合しなければならない規準は、建築基準法施行令第144条の4に規定されている。

(3) 指定後の法的制限

建築基準法第42条第1項第5号の位置指定がされると、指定された土地は建築基準法上の道路となるので、以下の条文による制限が加えられることになる。

- ・敷地等と道路との関係 (法第43条)
- ・道路内の建築制限 (法第44条)
- ・私道の変更又は廃止の制限 (法第45条)
- ・容積率 (法第52条第1項)
- ・建築物の各部分の高さ (法第56条第1項第1号)

(4) 道路位置指定状況(平成26年度)

・指定 20件 総延長 541.268m ・廃止(変更含む) 7件 総延長 173.25m

住 宅

1 市営住宅の現況

市営住宅は、平成 27 年 4 月 1 日現在で 62 団地 2,698 戸、そのうち 14 団地 301 戸は借上げ市営住宅となっている。

(1) 直接建設に係る市営住宅

(H27.4.1 現在)

団 地 名	管理戸数(戸)	住戸面積(m ²)	団 地 名	管理戸数(戸)	住戸面積(m ²)
鳩 川	36	59.5	小 網 第 1	8	61.7
田 中	12	57.0	小 網 第 2	13	36.4~36.5
大 島	120	43.3~46.6	森 戸	4	28.1
富 士 見	270	57.1~70.6	仲 町 第 1	1	28.1
東	224	44.8~70.6	仲 町 第 2	8	28.1
文 京	119	48.5~65.5	仲 町 第 3	2	28.1
二 本 松	80	44.8~57.1	仲 町 第 4	3	28.1
石 橋	84	48.5~57.1	上 町	1	34.7
淵 野 辺	75	50.5~63.1	里 之 上	16	31.9
す す き の	60	36.3~77.8	奈 良 井	5	34.7
横 山	47	36.9~66.2	川 坂	10	42.7~55.5
清 新	20	37.9~66.1	三ヶ木	8	28.1
星 が 丘	30	37.3~65.5	串 川 第 2	4	31.9
古 淵	43	38.8~67.2	串 川 第 3	5	31.5
東 第 2	60	36.6~65.3	青 根 第 1	5	39.5
田 中 第 2	50	38.9~66.1	青 根 第 2	4	52.5~53.2
上 九 沢	387	38.0~79.8	青 根 第 3	1	40.0
田 名 塩 田	250	38.7~80.7	青 根 第 4	1	46.3
大 野 台	62	34.4~72.4	平 戸	1	28.0
南 台	110	34.4~73.2	松 葉	1	28.0
並 木	85	32.2~74.2	内 郷	25	35.0~70.5
中 原	24	55.04~64.72	藤 野	2	28.5
甘 草 塚	1	31.4	沢 井	4	40.5
間 の 原	11	27.9~34.3	佐 野 川	5	28.0~40.5
			合 計	2,397	

(2) 借上げに係る市営住宅

(H27.4.1 現在)

団 地 名	管理戸数(戸)	住戸面積(m ²)	団 地 名	管理戸数(戸)	住戸面積(m ²)
あじさい住宅上鶴間	19	30.3~35.5	あじさい住宅上溝	18	31.5~43.0
あじさい住宅東橋本	18	34.1~41.0	あじさい住宅大島	20	34.9~43.4
あじさい住宅陽光台	18	31.5~43.0	あじさい住宅上溝東	19	33.7~43.6
あじさい住宅相模台	19	34.0~40.1	あじさい住宅 コンフォールさがみ南	50	37.9~49.9
あじさい住宅富士見	15	32.5~42.9	淵野辺本町住宅	31	34.1~66.4
あじさい住宅古淵	18	31.5~43.0	あじさい住宅下溝	18	33.0~47.9
あじさい住宅二本松	18	30.9~42.8	あじさい住宅相武台	20	33.9~44.2
			合 計	301	

2 市営住宅の建替

団地名	建替年度	戸数	団地名	建替年度	戸数
富士見	昭和 53～昭和 57	270	横山	平成 6～平成 7	47
東	昭和 57～昭和 61	128	清新	平成 7～平成 8	20
	昭和 62～平成 元	96	星が丘	平成 8～平成 9	30
文京	昭和 58	24	古淵	平成 9～平成 10	43
	平成 元～平成 3	95	東第 2	平成 10～平成 11	60
二本松	昭和 60～昭和 62	80	田中第 2	平成 10～平成 11	50
石橋	昭和 63～平成 2	54	上九沢	平成 12～平成 13	165
	平成 4～平成 5	30		平成 13～平成 14	101
淵野辺	平成 3～平成 4	75		平成 14～平成 15	121
すすきの	平成 5～平成 6	60	内郷	平成 22～平成 23	25
			合計		1,574

3 今後の市営住宅供給計画

相模原市住宅基本計画に基づき、老朽化した市営住宅の建替え、新規建設などにより、平成 21 年度から平成 31 年度までの間に 640 戸を供給する計画である。

4 特定目的及び単身者向け住宅の設置

区分	団地数	戸数
単身者向住宅	14	147
身体障害者単身世帯向住宅	8	17
身体障害者世帯向住宅	19	41
高齢者単身世帯向住宅	18	295
老人世帯向住宅	12	92
高齢者世帯向住宅	18	128
多人数又は老人同居世帯向住宅	8	51
合計		771

5 収入超過者数 (H26.10.1 現在)

対象戸数(戸)	収入超過者	
	高額所得者(人)	その他の超過者(人)
2,481	4	185

収入超過者.....引き続き 3 年以上入居している者で、入居収入基準額(一般世帯 158,000 円、高齢者世帯等 214,000 円)を超える者

高額所得者.....引き続き 5 年以上入居している者で、最近 2 年間引き続き政令で定める基準額(313,000 円)を超える者

平成 21 年 4 月から、公営住宅法施行令の一部が改正され、入居収入基準や家賃制度の見直しがされた。平成 21 年 3 月以前から入居されている者は、5 年間は改正前の入居収入基準が適用され、5 年経過後は、新基準を適用し、収入超過者等と認定されると、住戸の明渡しの努力義務等が課される。

6 募集状況

(1) 平成26年度総計

区分(募集回数)	募集数A	応募数B	倍率B/A
空き家(2回)	131	1,382	10.5
新築(0回)	-	-	-
合計	131	1,382	10.5

<最高倍率> 古淵住宅一般2DK 62.0倍

<最低倍率> 石橋団地身体障害者世帯2LDK 0.0倍
あじさい住宅下溝高齢者世帯2DK 0.0倍

ア 特定目的住宅別

区分	募集数A	応募数B	倍率B/A
単身者世帯向	4	138	34.5
身障者世帯向	4	7	1.8
身障者単身者世帯向	2	9	4.5
多人数世帯向	1	3	3.0
老人世帯向	2	32	16.0
高齢者世帯向	12	52	4.3
高齢者単身者世帯向	28	404	14.4
一般世帯向	78	736	9.4
申込住宅不明	-	1	-
合計	131	1,382	10.5

イ 市営住宅・あじさい住宅別

区分		募集数A	応募数B	倍率B/A
市営住宅	新築	-	-	-
	空き家	105	1,150	11.0
	小計	105	1,150	11.0
あじさい住宅	新築	-	-	-
	空き家	26	231	8.9
	小計	26	231	8.9
申込住宅不明		-	1	-
合計		131	1,382	10.5

ウ 住戸型式別

区分	募集数A	応募数B	倍率B/A
1DK	33	550	16.7
1LDK	1	1	1.0
2K	1	5	5.0
2DK	38	370	9.7
2LDK	21	141	6.7
3DK	36	311	8.6
4DK	1	3	3.0
申込住宅不明	-	1	-
合計	131	1,382	10.5

(2) 平成26年度(5月)空き家

団地名	住戸形式(対象)	募集数A	応募数B	倍率B/A	構造
大島団地	3DK	3	12	4.0	中耐
富士見団地	3DK	6	52	8.7	中耐
東団地	2DK	2	24	12.0	中耐
東団地	3DK	2	18	9.0	中耐
文京団地	3DK	3	49	16.3	中耐
二本松団地	2DK	1	10	10.0	中耐
石橋団地	2DK	1	5	5.0	中耐
石橋団地	2LDK	1	4	4.0	中耐
石橋団地	2LDK(障世帯)	1	0	0.0	中耐
淵野辺団地	3DK	1	8	8.0	中耐
すすきの住宅	2LDK	1	16	16.0	高耐
横山住宅	2DK	1	36	36.0	中耐
横山住宅	3DK	1	2	2.0	中耐
清新住宅	3DK	2	17	8.5	中耐
星が丘住宅	3DK	1	9	9.0	中耐
古淵住宅	2DK	1	62	62.0	高耐
古淵住宅	3DK	1	10	10.0	高耐
東第2住宅	1DK	2	69	34.5	中耐
田中第2住宅	2DK	1	6	6.0	高耐
上九沢団地	1DK	1	23	23.0	高耐
上九沢団地	1DK(高単世帯)	1	28	28.0	高耐
上九沢団地	2DK	2	10	5.0	高耐
上九沢団地	2DK(高世帯)	1	4	4.0	高耐
上九沢団地	2LDK	2	25	12.5	高耐
田名塩田団地	2DK	1	13	13.0	高耐
田名塩田団地	2DK(高世帯)	1	4	4.0	高耐
田名塩田団地	2LDK(障世帯)	1	3	3.0	高耐
田名塩田団地	3DK	3	4	1.3	高耐
大野台住宅	1DK(高単世帯)	1	39	39.0	高耐
大野台住宅	3DK	1	14	14.0	高耐
南台団地	1DK(高単世帯)	2	27	13.5	高耐
中原団地	2K	1	5	5.0	中耐
あじさい住宅上鶴間	1DK(高単世帯)	2	13	6.5	低耐
あじさい住宅陽光台	2DK(高世帯)	1	9	9.0	中耐
あじさい住宅古淵	1DK(高単世帯)	1	15	15.0	中耐
あじさい住宅上溝	1DK(高単世帯)	1	25	25.0	低耐
あじさい住宅コソールさがみ南	1DK(高単世帯)	3	44	14.7	中耐
あじさい住宅相武台	1DK(高単世帯)	1	6	6.0	中耐
あじさい住宅下溝	2DK(高世帯)	1	0	0.0	低耐
淵野辺本町住宅	2LDK	1	31	31.0	中耐

(3) 平成26年度(11月)空き家

団地名	住戸形式(対象)	募集数A	応募数B	倍率B/A	構造
大島団地	3DK	1	6	6.0	中耐
富士見団地	3DK	4	64	16.0	中耐
東団地	2DK	3	17	5.7	中耐
東団地	3DK	3	36	12.0	中耐
文京団地	2DK(老世帯)	1	29	29.0	中耐
二本松団地	2DK	1	12	12.0	中耐
石橋団地	2DK	1	6	6.0	中耐
石橋団地	2LDK(障世帯)	1	0	0.0	中耐
清新住宅	3DK	1	4	4.0	中耐
星が丘住宅	2DK	1	56	56.0	中耐
上九沢団地	1DK	1	46	46.0	高耐
上九沢団地	1DK(高単世帯)	2	38	19.0	高耐
上九沢団地	1LDK(障単世帯)	1	1	1.0	高耐
上九沢団地	2DK	8	29	3.6	高耐
上九沢団地	2DK(老世帯)	1	3	3.0	高耐
上九沢団地	2DK(高世帯)	1	7	7.0	高耐
上九沢団地	2LDK	8	33	4.1	高耐
田名塩田団地	1DK(高単世帯)	2	10	5.0	高耐
田名塩田団地	2LDK	4	25	6.3	高耐
田名塩田団地	2LDK(障世帯)	1	4	4.0	高耐
田名塩田団地	3DK	2	5	2.5	中・高耐
田名塩田団地	4DK(多世帯)	1	3	3.0	高耐
大野台住宅	1DK(高単世帯)	2	47	23.5	高耐
並木団地	1DK(高単世帯)	1	21	21.0	高耐
並木団地	1DK(障単世帯)	1	8	8.0	高耐
内郷住宅	3DK	1	1	1.0	中耐
あじさい住宅陽光台	1DK(高単世帯)	2	17	8.5	中耐
あじさい住宅古淵	1DK(高単世帯)	1	10	10.0	中耐
あじさい住宅古淵	2DK(高世帯)	1	9	9.0	中耐
あじさい住宅上溝	1DK(高単世帯)	2	11	5.5	低耐
あじさい住宅上溝	2DK(高世帯)	1	3	3.0	低耐
あじさい住宅大島	1DK(高単世帯)	1	6	6.0	低耐
あじさい住宅上溝東	1DK(高単世帯)	1	16	16.0	低耐
あじさい住宅ソールさがみ南	2DK(高世帯)	4	15	3.8	中耐
あじさい住宅下溝	1DK(高単世帯)	1	3	3.0	低耐
あじさい住宅下溝	2DK(高世帯)	1	1	1.0	低耐
あじさい住宅相武台	1DK(高単世帯)	1	28	28.0	中耐